

岐阜県立中濃特別支援学校いじめ防止基本方針

1 基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識の醸成に努める。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。

2 取組

(1) 教職員

- ①教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。
- ③学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、児童生徒・保護者・関係機関等に説明する。
- ④「学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。
- ⑤学校いじめ対策組織の構成員として、外部専門家が参画する。
- ⑥いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を行う。

(2) 児童生徒への支援

- ①授業や部活動、MSL活動等を通して自己有用感や自己肯定感を育み、未然防止に努める。
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。
- ③いじめが生まれる背景を確実につかみ指導する。

3 定義

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

【物理的苦痛を伴うもの】

- ◇ぶつかる、たたかれる、蹴られる（けんかやふざけ合いでも、背景にある事情を調査する）。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

【心理的苦痛を伴うもの】

- ◇冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◇嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇メール、SNS等で悪口を言われる。

※その他、全ての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

(2) いじめ解消の定義

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。（事案に応じ、外部専門家による面談等で確認するなど適切に対応する）

4 組織

名 称	岐阜県立中濃特別支援学校 いじめ防止等対策検討会議	
目 的	いじめの防止及び早期発見、早期対応、並びに、重大事態発生時の調査及び対策を検討する。	
構成員	校内関係者	校長、副校長、教頭、各部主事、 <u>教務部長</u> 、生活支援部長、いじめ問題係、教育相談係、養護教諭
	校外関係者	弁護士、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表
期 日	第1回【7月】	学校の現状や基本方針を確認し年間計画を決定する。
	第2回【2月】	取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針を検討する。
	重大事案発生時	対策、対応を検討する。

5 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	項 目	目 的
4	・学校いじめ防止基本方針説明 ・個別懇談（担任、保護者、児童生徒）① ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等）	・PTA総会にて、保護者に学校いじめ防止基本方針を周知 ・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解
5	・第1回学校生活アンケート調査（全児童生徒） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング①	・いじめの早期発見、予防 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
6	・第1回いじめ防止等対策検討会議 ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング②	・基本方針と学校いじめ防止プログラムの確認、検討 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
7	・個別懇談（担任、保護者、児童生徒）② ・情報交換会（職員会議・部会・学年会） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング③	・保護者と児童生徒の学校での様子や体調の確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
8	・家庭訪問（必要と考えられる児童生徒）	・家庭生活の状況確認
9	・第2回学校生活アンケート調査（全児童生徒） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング④	・いじめの早期発見、予防 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
10	・職員研修、情報交換（部会、学年会等） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑤	・教育相談についての研修、情報交換 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
11	・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑥	・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
12	・個別懇談（担任、保護者、児童生徒）③ ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑦	・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
1	・第3回学校生活アンケート調査（全児童生徒） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑧	・いじめの早期発見、予防 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
2	・個別懇談（担任、保護者、児童生徒）④ ・第2回いじめ防止等対策検討会議 ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑨	・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・基本方針と学校いじめ防止プログラムの確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
3	・情報交換会（職員会議・部会・学年会等）	・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解

いじめ対応・対策に係る学校の取組 ～主な流れ～

岐阜県立中濃特別支援学校

いじめ防止等対策検討会議の設置と学校としての取組の策定

年間を通した取組

いじめを起こさないための日常的取組

いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知
 ○日常における児童生徒の兆候を把握する（担任・全教職員）。
 ○養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人でしない（部主事、生活支援部長等への報告・連絡・相談）。
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教職員で対応し、個別で話を聞く。●共感的に聞き、事実を正確につかむ。

いじめ防止等対策検討会議において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を検討する。
- 学級担任一人に任せることなく、各教職員役割分担を明確にして組織的に対応する。
- 校長のリーダーシップのもと、決定した対応方針を各教職員間で共通理解する。

他の児童生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることの理解を徹底する。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る（情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為）。

いじめられた児童生徒、保護者への援助

- 保護者からの訴えや相談には、その気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数の教職員で行う。

いじめた児童生徒、保護者への指導・対応

- 行った行為が、許されないことの自覚を十分に促し、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数の教職員で行い、保護者へ指導についての説明を行い、理解を得る。

継続指導、指導の見直し

いじめの解消

いじめ防止等対策検討会議における取組の定期的な見直し

7 早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害児童生徒、加害児童生徒、関係児童生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒・加害児童生徒・周囲にいた児童生徒から事情の聴き取り *被害児童生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害児童生徒からの聴き取りでは、児童生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、児童生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する児童生徒からそれぞれ別室で聴き取る *児童生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や小・中学校の状況を出身の小中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ 5 W 1 H で記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上での校内いじめ防止等対策検討会議の開催 *情報集約 *被害児童生徒・保護者への対応・支援、加害児童生徒・保護者への指導・支援 *他の児童生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒への指導・支援、他の児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事（教育事務所）に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教育委員会学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 ☎058-272-1111(内線 8639) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
児童生徒への対応	被害児童生徒	加害児童生徒
	周囲の児童生徒への対応	
保護者への対応	被害児童生徒の保護者	加害児童生徒の保護者
<p>【重大事案への発展の可能性がある事案について】 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と軽率に考えず、重大事案が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに十分留意する。</p>		

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

8 資料の保管について

- ・アンケート質問票原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は当該児童生徒の卒業後5年間保存する。